特別支援学校の進路検討部会(経過報告)

就労継続支援B型利用対象者にかかる経過措置の終了 (平成24年度末)

→ 就労継続支援B型を利用するには就労移行支援事業所でのアセスメントが必要

新潟市の平成25年度の実施方針(概要)

- (1) 就労継続支援B型を希望する場合、在学中に就労移行支援事業所によるアセスメントを実施
- (2)実習期間は2~5日間程度 (3)学校による実習生情報はフェイスシートとして提供
- (4) 共通のアセスメントシート(全32項目)を使用 (5)必要に応じて学校に意見を求める
- (6)学校と就労移行支援事業所が共通の視点で判断

就労移行支援事業所によるアセスメントの実施状況

就労継続支援B型利用希望者 37名 アセスメント実習受入れ事業所数 11事業所

【特別支援学校からの報告】

- ・交通手段がないため就労継続支援B型を選択せざるを得ない。
- ・生活介護と就労継続支援B型どちらにするか迷っている場合(区分未判定含む)の実習困難さ。

【就労移行支援事業所からの意見】

- 就労移行支援の可能性はあるけれども、本人が希望していないケースの判断。
 - →結果としては、本人の希望を尊重し、就労継続支援B型が適当とした。
- ・他のサービス事業所(就労継続支援A型・B型)でのアセスメント実施の可能性。
- 「就労移行支援が適当」と判断されても、実際に利用する事業所で対応できるかはわからない。
- ・就労移行支援の視点が加わったことにより、本人の能力がより引き出せた。

特別支援学校高等部卒業後に 就労継続支援B型を希望する場合の利用までの流れ

